

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年7月15日（金）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則 ・ 7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春
16 中谷 秀也 ・17 西森 偉統・18 結城 晋三・22 中野 たつ子
以上8名

欠席部会委員 20 諸戸 善昭・24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長職務代理 宮本 政春

事務局職員 藤井事務局長・野村事務局次長・増田担当副主幹

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：磯田担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・7 野田 清太

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 時効取得による所有権の移転について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第5号 買受適格証明願いについて
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長 それでは、第7回農地部会を開会いたします。
なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合は、マスク着用のまま発言をお願いいたします。
本日の欠席は20番の諸戸委員と岡田委員の2名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。
6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員、両名をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知しましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から2で、件数は2件、合計面積は田で4,474㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから9ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から11で、件数は11件、合計面積は51,402.15㎡で、その内訳は田が36,626.19㎡、畑が14,168㎡、その他が宅地・原野で607.96㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

10ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成15年3月26日でございます。
以上の案件につきましては、権利者は当該土地を10年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
以上、件数は1件、合計面積は畑で538㎡でございます。

11ページをお願いいたします。
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。
番号1、宅地造成
番号2から3、一般個人住宅
でございます。
以上、件数は3件、合計面積は653㎡で、その内訳は、田が189㎡、畑が464㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1、自動車販売用地

以上、件数は1件、合計面積は田で16㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1、____、主たる耕作物 米・麦・大豆、耕作面積 田 54.5ha、畑 0.8ha 合計 55.3ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案書の14ページから16ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居野村町小膳田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,321㎡ 外3筆、合計面積 4,192㎡、受人 ____、面積 48,800㎡、渡人 ____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

受人は、志摩市を拠点とする農地所有適格法人であり、関連法人が松阪にあり、そこを拠点に営農拡大を図るものです。

番号2、地区 大井、申請地 一志町大仰西世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 148㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。番号3と合わせて、下限面積要件を満たすものです。

番号3、地区 大井、申請地 一志町大仰荒井____、登記地目・現況地目とも畑、面積 617㎡ 外12筆、合計面積 6,544㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生日神____、登記地目・現況地目とも畑、面積 538㎡ 外3筆、合計面積 1,892㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は空き家取得に伴う新規営農のため、譲渡理由は空き家処分に伴う営農縮小のためです。

番号5、地区 下多気、申請地 美杉町下多気野登瀬____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 18㎡ 外1筆、合計面積 168㎡、受人 ____
、面積 4,341.17㎡、渡人 _____。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は遠方による管理困難のためです。

番号6、地区 八手俣、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 403㎡、受人 _____、面積 3,018㎡、渡
人 _____ 外1名。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足による離農のためです。

以上、件数は6件、合計面積は13,347㎡で、その内訳は、田が7,260㎡、畑が6,087㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。この1番ですけれども、普通の人では、畑、ようせんと思いますわ、やっぱり。現地確認のときにも説明させてもらってたけれども、実際は森みたいになっている。それを水稻にするというふうに話を聞いたんやけれども、できるかできへんか、それからの確認やと思いますけれども、そんなところですのでよろしくお願いします。

議長 2番、3番、池山さん、お願いできますか。

池山委員 14番、池山です。2番、3番ともに、7月8日に現地確認を地元推進委員、それに農業委員の宮本さん、それと一志総合支所からお願いして、現地確認をしております。該当する田んぼと畑が直径600mぐらいの範囲に固まっているんですね。ただ、ここに出ていますように、非常にばらけているというか、本当にこれできるのかなということで、本人さんにも話を聞きました。キャベツをつくるということでございました。当日、現地確認をした人たちも、何かあったら相談してくださいということで、やる気満々。ご本人が77歳、私よりも年下ですけれども、まあ、できんことはない。だけど、これは40歳にしても50歳にしても一緒だと思うんですけれども、やる気の問題だと思うんですけれども、どれだけいろんな形で支援ができるか、地域も含めて。もちろん農協なんかも含めてですけれども、どれだけ支援していけるかということにかかるとは思いませんが、何とか見守っていかな仕方がないのかなと。本人がやるということで、親族の方もそれに賛同したということもあって、何とか見守っていきたいなと。今まで引き受けられていた方と今回のやろうという方とは親戚筋に当たるようですけれども、何とか見守っていきたいなと思います。それが当日、現地確認した人たちの一致した意見です。

議 長	これ、実はこれ以上説明する必要はないかと思ったけれども、近くに_____という養鶏場がありまして、それのお父さんなんですよ、この受人さんというの。恐らくやるとするのは、_____の若い人を連れて行って仕事をするみたいな感じ。労働力が余っている部分があるので活用したいというのが話の元ようです。親戚筋でのやりとりであり、近くに農場があるので、何とかするんだろうと思います。 4 番、お願いします。
結城委員	1 8 番、結城です。4 番の説明をいたします。8 日に地元推進委員、事務局と現地確認をいたしました。渡人は空き家バンクによる農地・家屋を取得いたしました。地域の取決めに従い、支障のない耕作をしたい、農地については耕作をしたいということでございますので、何ら問題はないと思います。 5 番、これも8 日に地元推進委員、事務局で現地を確認をいたしました。渡人は父の死去で相続をしましたが、遠方にて管理ができないので売買をしたいということでございますので、何ら問題はないと思います。 6 番について、これも8 日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は専業主婦であり、後継者もなく、耕作するには労力不足であり、受人に農地を引き受けてもらう。受人は茶畑を借りて耕作をしていたが、売主の農地を引き受けて、続けて耕作をしたいということでございます。これも何の問題もないと思います。よろしくお願いします。 以上です。
議 長	地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1 号について、これに異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって議案第1 号については許可することと決したいと思います。 続きまして、議案第2 号 農地法第4 条第1 項の規定による許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします
事 務 局	1 7 ページをお願いいたします。 議案第2 号 農地法第4 条第1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号1、地区 久居、申請地 木造町五由殿_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 2 5 1 m²、申請者 _____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和5 0 年頃、申請人の亡き父が農業用倉庫を建設して以降、住宅用地とし

て活用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 倭、申請地 白山町南出広垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 433㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を自家用の駐車場用地及び物置用地とするものです。

平成4年頃から申請の用途に利用してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で684㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

田口委員 6番、田口です。去る8日に現地を見てまいりました。地元推進委員、事務局と。場所は_____の東へ300mぐらいのところでございます。詳細については事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。7月8日に、西森、岡田、中谷委員と地元推進委員と白山支所の担当で見てまいりました。事務局の説明どおり、もう既に駐車場、あるいは物置用地として利用がされておりますが、週1回程度管理にも訪れ、週末に親戚等の交流の場として使われているようで、何ら問題はないかと思えますので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見がないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これに異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって議案第2号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

18ページから19ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、申請地 木造町西塚越____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 371㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地及び資材置場用地とするものです。

受人は建設業を営んでおり、申請地の隣地が受人の事業用敷地であり、その拡張を図るものです。

平成30年頃、渡人である現所有者が賃貸用の駐車場として使用する目的で雑種地に転用した旨の始末書の提出があり、現状のまま利用する計画として、これを追認しようとするものです。

農地区分は第1種農地であります、農地法施行規則第33条第4号により、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町宝録____、登記地目・現況地目とも田、面積 895㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は450.9㎡、パネルの設置率は50.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 久居、申請地 戸木町西鼓____、登記地目・現況地目とも田、面積 651㎡ 外1筆、合計面積 1,084㎡、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を駐車場用地及び遊戯場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大井、申請地 一志町井関東谷奥____、登記地目・現況地目とも田、面積 42㎡ 外1筆、合計面積 322㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を炭焼き作業場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大井、申請地 一志町井関下名倉口____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 344㎡ 外1筆、合計面積 1,069㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は440㎡、パネルの設置率は41%になります。

渡人の亡き父が平成4年頃から残土置場として土木業者に賃貸していたため、渡人は農地でないと思い、平成28年に太陽光発電施設用地として賃貸してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 倭、申請地 白山町垣内西上山____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 102㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

隣地である受人の実家に雨のたびに申請地から水が流れ込むため、令和4年1月に整地し、申請の用途で利用を始めた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 倭、申請地 白山町垣内西上山____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 257㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を受人の事業用車両の駐車場用地とするものです。

地区内道路工事の際、隣地を資材置場として提供するに合わせて申請地も整地した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 倭、申請地 白山町垣内除戸____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 221㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を受人の来客用の駐車場用地とするものです。

地区内道路工事の際、近隣の土地を資材置場として提供するに合わせて申請地も整地した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 太郎生、申請地 美杉町太郎生馬ヶ藪____、登記地目・現況地目とも畑、面積 43㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 下多気、申請地 美杉町下多気世古____、登記地目・現況地目とも畑、面積 661㎡ 外2筆、合計面積 1,533㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は732.06㎡、パネルの設置率は47.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下多気、申請地 美杉町下多気六田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,067㎡ 外1筆、合計面積 1,070.30㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は564.48㎡、パネルの設置率は52.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 八知、申請地 美杉町八知上廣口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,572㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は517.14㎡、通路部分を確保するためパネルの設置率は32.9%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は12件、合計面積は8,539.30㎡で、その内訳は、田が2,937㎡、畑が5,602.30㎡でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思えます。

田口委員 6番、田口です。1番、2番、3番といきます。
1番は、去る8日に現地確認をしてまいりました。地元推進委員と事務局と私と諸戸さんで見えてまいりました。これも事務局の説明どおりでございまして、何ら問題ないと思えます。
2番、3番。これも地元推進委員、2番と3番と一緒にございますので、これも事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。

議長 4番、5番、お願いします。

池山委員 14番、池山です。4番、5番ですが、7月8日に地元推進委員と事務局で現地確認しております。
4番につきましては、現場は田んぼであったろうというふうな状況で、もう荒れておりますが、ちょうど_____から山の中へずっと入っていく、軽トラックが1台通れるぐらいの道路が1本だけありまして、そのほとんどがどん詰まりのところでございます。申出人は炭焼きをするということで、窯を築いて、そこで炭焼きをするという。その周辺には炭焼きに使えるような木はない。他所から、尾鷲のほうから、熊野のほうから木材を運んできて、そこで炭焼きをするというのがご本人さんの申出でございまして、その用水路を挟んだ反対側に、ずっとまだ棚田のような形で水田が耕作をされる状態でございますけれども、その辺とも問題もなかろうということで、当日、現地確認をしております。
それから5番でございますが、5番につきましてはもう既に事務局から説明もございましたが、太陽光の設備が設置されておまして、これは農地ではないだろうというふうなことで進められてきたというふうに伺っております。この案件の周辺にも隣接する形で2件ほど太陽光設備が設置されておりますので、これから先こういう形でどんどん太陽光に変わっていくのかなという危惧は全員感じておりましたが、こういう形でもう既設の形になっておりますので、認めざるを得ないのかなというふうに感じております。
以上です。

議長 次、6、7、8番、お願いします。

中谷委員	16番、中谷です。6、7、8番、近いところですので、一度に説明をさせていただきます。8日に西森、岡田、中谷の3委員と地元推進委員、白山支所の担当で見てまいりました。受人の実家のすぐ山側に該当地があります。事務局の説明にもありましたように、雨が降ると水が流れ込むということで、それを造成するということですので、何ら問題はないかと思います。 また、7番、8番、これも事務局の説明どおりで、事業用の駐車場、あるいは自家用の駐車場ということですので、何ら問題はないかと思います。よろしくお願いします。
議 長	9番から12番、お願いします。
結城委員	18番、結城です。それでは、9番から12番まで説明をいたします。 9番については、これも8日に地元推進委員と、事務局で現地を確認いたしました。近隣地の_____を購入して、駐車場として利用したいということでございます。空き家バンクではないんやけれども、家つきで土地を買って、駐車場にしたいということでございます。 10番、下多気ですが、これも8日に地元推進委員と、事務局で現地を確認いたしました。土地の有効利用を図り、太陽光パネルを設置して売電の計画であるということでございます。 11番も同じところで、場所が違うだけで同じことでございますので、省略させていただきます。 12番、八知、これも8日に藤田さん、事務局で現地確認をいたしました。渡人から受人に所有権移転をし、受人が太陽光発電施設を設置して売電をしたいということでございます。 以上です。
議 長	地元委員の説明がございましたが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは意見がないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これに異議はございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって議案第3号について許可することと決したいと思います。 続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、20ページをお願いいたします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号1、地区 久居、申請地 戸木町西羽野_____、登記地目 山林、現

況地目 畑、面積 394㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を農家住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請地 大鳥町向広____、登記地目・現況地目とも田、面積 499㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第1種農地であります。農地法施行規則第33条第4号により、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 庄田町谷口____、登記地目・現況地目とも畑、面積 548㎡、借人 _____、貸人 _____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,441㎡で、その内訳は、田が499㎡、畑が548㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

田口委員 6番、田口です。これも去る8日に現地を見てまいりました。地元推進委員と、私と諸戸さん、事務局で見てまいりました。これも事務局の説明どおりでございます。別に何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、3番、お願いします。

野田委員 7番の野田でございます。2番、3番と同じ日に見てまいりました。7月8日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てきました。
番号2番ですけれども、現在も使用貸人が耕作を行っておりますが、建築する部分の権利設定を行うものであり、残置の圃場の耕作につきましては影響がない計画であることから、何ら問題はないと考えます。

番号3、親が居住する南側に新しく住居を建築するものでございます。隣地は住宅化が進んでおり、排水対策等も計画されておりますので、何ら問題はないと思います。

以上でございます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは意見がないようですので、お諮りします。ただいま審議をいただき

ました議案第４号について、これに異議ございませんか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第４号については許可することと決したいと思います。
続きまして、議案第５号　買受適格証明願いについてを議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

事 務 局　　２１ページをお願いいたします。
議案第５号　買受適格証明願いについて、でございます。
番号１と２は、名古屋国税局による公売物件で、同じ土地であり、いずれも耕作目的で取得を希望するもので、まとめて説明をいたします。
番号１、地区　久居、申請地　久居井戸山町東興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積　９５２㎡、願出人　_____。
耕作利便を目的としており、農地法第３条の許可申請が添付されております。

番号２、願出人　_____。
営農拡大を目的としており、農地法第３条の許可申請が添付されております。

以上、件数は２件、合計面積は畑で１，９０４㎡でございます。
この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明がありましたが、地元委員の意見を伺いたいと思います。

田口委員　　６番、田口です。これも去る８日に地元推進委員と、農業委員の野田さんと諸戸さんで見えてまいりました。これも事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いします。

議　　長　　地元委員の説明がございましたので、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員　　＜一同　意見なし＞

議　　長　　それでは意見もないようですので、お諮りします。ただいま審議いただきました議案第５号について、これに異議ございませんか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　異議なしと認めます。よって議案第５号については証明をすることと決したいと思います。
次に、別冊にてお配りしました議案第６号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で27,951㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,205㎡、契約件数は15件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で11,826㎡、契約件数は6件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で30,729㎡、畑の使用貸借で369㎡、契約件数は16件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で1,374㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて71,880㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて6,574㎡、合計契約件数は38件、合計面積は78,454㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区10件、一志地区6件、白山地区10件で、合計26件、合計面積は65,897㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で68.5%、面積で84%となっております。

続きまして、農地中間管理事業を利用した案件についてご説明をいたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものにつきましては農用地利用集積計画の概要の該当箇所、今回は整理番号9-4-2 外6件になり、整理番号の左側欄外にアルファベットのNを記載しております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの農用地利用集積計画の概要でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件についてご審議をお願いいたします。

まず、整理番号7-4外4件について、_____委員、退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この5件について、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは意見がないようでございますので、お諮りします。ただいま審議いただきました5件について、異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 案件につきましては、適正であると認め、市長に進達することといたします。 入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号7－11です。 6番、_____委員、一時退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この1件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは意見がないようでございますので、お諮りします。ただいま審議いただきました1件について、異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。 入室してください。
	< 入 室 >
議 長	次に、整理番号9－15について。 17番、_____委員、退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	この1件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは意見もないようでございますので、お諮りします。ただいま審議いただきました1件について、異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましても、適正であると認め、市長に進達することといたします。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、審議をお願いいたします。皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	では意見がないようでございますので、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 この案件につきましても適正であると認め、市長に進達することといたします。 以上、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。 これをもちまして、第7回第2農地部会を閉会いたします。 午後2時54分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

令和4年7月15日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____